

5-(1)	高圧ガス保安法における軽微な変更工事の範囲の明確化
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	高圧ガス保安法 第14条 一般高圧ガス保安規則 第15条
要望の具体的内容	<p>軽微な変更工事の範囲として、一般高圧ガス保安規則第15条第一号に、「高圧ガス設備の取替え(経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。)の工事」とあるが、高圧ガス保安協会への委託検査受検品や、取替え前と同仕様の消耗品については、「保安上特段の支障がないもの」である旨明確化し、周知徹底を図っていただきたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>高圧ガス保安法第14条第1項但書きの「軽微な変更工事」として、一般高圧ガス保安規則第15条第一号は、「高圧ガス設備の取替え(経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る)の工事。」と定めるが、「特段の支障がないもの」について、高圧ガス保安協会の高圧ガス設備試験受検品(KHK受検品)以外は、各都道府県ごとに運用が異なる。</p> <p>例えば、高圧ガス保安協会への委託検査受検品や、消耗品にあたるカップリングやフレキホースなどが、「軽微な変更工事」の範囲に入る都道府県と入らない都道府県があり、都道府県毎に扱いが異なっている。そのため、消耗品等の取替えを行う際に、KHK受検品を使用できないものについては、高圧ガス保安法第14条第1項における変更許可申請を行い、都道府県知事の許可を受けた上で、同法第20条における完成検査を受検し、検査に合格した後でなければ使用することができない都道府県がある。</p> <p>したがって、第一種製造事業者は、予防保全的に事前にとりかえを計画したとしても、設備の長期に亘る休止を考慮せざるを得ない。設備の稼働状況等によっては、取替え計画が延び、結果的に交換が遅れてしまい保安上の支障が出る場合がある。</p> <p>「軽微な変更工事」の範囲が明確化され、変更許可申請ではなく、軽微変更届出(高圧ガス保安法第14条第2項)で対応できれば、計画的・予防保全的に消耗品等の取替えを実施することができ、設備の長期に亘る休止や保安上の支障が出ることが減少すると考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省原子力安全・保安院保安課

5-(2)	消防車3点セットの大型高所放水車の代替としてI-S型普通泡放水砲の完全採用
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	石油コンビナート等災害防止法 同法施行令(第8条、第16条)
要望の 具体的内容	<p>浮き屋根式屋外貯蔵タンクのリング火災の消火に関し、最も効果のあるI-S型普通泡放水砲を使用することとし、消防車3点セットの1セット目から大型高所放水車の代替としての採用を可能としていただきたい。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>現状、タンク火災消火用に設置が規定されている消防車3点セットのうち、大型高所放水車は2セット目以降でしかI-S型普通泡放水砲への代替が認められておらず、大型高所放水車1台の保有が必須とされている。要望理由は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大型高所放水車で泡を放射しても、地上からではリング火災の状況や泡投入状況が見えないため、勘に頼る消火活動となり、殆どの泡が関係のない浮き屋根中央部やタンク外に落下し、消火が難しい。このような消火方法は、不経済、非効率であるばかりか、浮き屋根の沈下に繋がりがねず、不安全な消火活動になる。タンク火災消火の先進国であるアメリカ防火協会(NFPA)は、地上からの泡放射による消火活動を厳禁し、高所放水車での消火は採用していない。 2. I-S型普通泡放水砲は、タンク上部に設置できるため、火炎めがけてピンポイントで消火ができる。海外での消火時間実績は、平均2分～3分である。浮き屋根タンクのリング火災への対応が迅速になり、石油コンビナートの消防力が向上する。 3. これまで、国内での高所放水車によるタンク火災消火成功例はなく、逆に海外ではI-S型普通泡放水砲での多数の消火実績がある。また、タンク全面火災用に、海外の実績だけで「大容量泡放射システム」を導入した経緯もあり、リング火災に関しても海外の実情を踏まえるべきである。
制度の所管官庁 及び担当課	総務省消防庁特殊災害室

5-(3)	高圧ガス保安法における「火気を取り扱う施設」の取り扱い正常化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	高圧ガス保安法 「コンビナート等保安規則第5条1項14号」に係る、「火気を取り扱う施設」に非防爆の電気設備が含まれることの「通達の一部改正について(平成12年3月28日付け立局第1号)」
要望の具体的内容	<p>コンビナート等保安規則第5条1項14号における「火気を取り扱う施設」に関して、電気設備については、通達にある通り、防爆指針に従った運用として頂きたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>コンビナート等保安規則第5条1項14号は、可燃性ガスの製造設備は、その外面から火気(当該製造設備内のものを除く。)を取り扱う施設に対し8メートル以上の距離を有することと規定する。</p> <p>平成12年3月28日付け立局第1号通達によれば、一般的に電気設備は「火気を取り扱う施設」に当たるが、防爆指針等に従って設置された電気設備については火気を取り扱う施設に該当しない。</p> <p>防爆指針は、危険場所のレベルに応じた防爆仕様を求めているが、非危険場所については、防爆仕様を要求していない。</p> <p>したがって、可燃性ガスの製造設備の外面から8m以内であっても、防爆指針によって非危険場所とされる場所においては、非防爆電気設備は設置されうるはずである。</p> <p>しかし、現状は通達の通り運用されず、防爆指針等によらず、電気設備は全て「火気を取り扱う施設」として扱われている。そのため、設備の新設、更新での機器・設備のレイアウトに苦心することが多く、また8m以上の距離を確保するために余分な敷地が必要となることも多い。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院

5-(4)	移動式給油車の使用における給油量の統一
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法(第10条) ・危険物の規制に関する政令(第27条第6項4) ・危険物の規制に関する規則(第40条5) ・通知(消防法第19号 平成10年3月4日)
要望の具体的内容	<p>手動開閉式の注入ノズルを備えた軽油の移動式給油車(ローリー車)で、鉱山等外部と隔離され、又決められた一定の地域で稼働する重機等に4KLの給油が出来る様、全国的に統一して頂きたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>消防庁の通知(通知 消防危第19号 平成10年3月4日)によれば、第2石油類の軽油は、灯油と同様に、給油取扱所において移動式給油車(以下ローリー車)へ4KL給油出来ることとなった。この改正は、重機等への給油の利便を図るために行われたものである。一般的には、ローリー車に4KL給油すれば、当然ローリー車の4KLを重機等に全量給油が可能であると考えられると思われるが、ローリー車が重機等に給油可能な具体的な数量について、法律・通知等に記載がないため、その給油量は、各地域の消防本部の判断次第となっている。実際、ローリー車の重機等への給油量は、1KL~4KLと地域により異なる判断がなされ、統一されていないのが現状であり、4KL給油出来るように統一して頂きたい。</p> <p>鉱山の露天採掘場等は、広大な敷地内で作業を行い、更に発破作業もあるという特殊事情により、給油取扱所は鉱山重機稼働区域から離れた遠方に設置せざるを得ない。また、鉱山等に使用される大型重機は燃料消費が多く、都度固定給油所に自走し給油を行うことは安全上問題がある上、無駄な燃料消費や時間のロスを強いる行為で、CO2削減の見地からも問題である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省消防庁危険物規制課

5-(5)	高輝度蓄光式誘導標識の設置基準の緩和について
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	蓄光式誘導標識等に係る運用について(通知) (平成22年4月9日、消防庁予防課長)
要望の具体的内容	<p>上記通知で適当であると示された蓄光式誘導標識の設置基準、$300\text{mcd}/\text{m}^2$(歩行距離がおおむね15m以上の場合で、照明等が消灯してから20分間経過した後の表示面の輝度)の引下げ。</p>
規制の現状と要望理由	<p>蓄光式誘導標識の設置基準(輝度)は、上記通知により$300\text{mcd}/\text{m}^2$(歩行距離がおおむね15m以上の場合で、照明等が消灯してから20分間経過した後の表示面の輝度)が適当であるとされている。</p> <p>しかし、「月刊フェスク」2010年3月号にて堺市消防局予防部指導課参事が示している実験結果(第11頁、表2)によれば、誘導標識として一般的な大きさである$210 \times 210\text{mm}$の場合、輝度$100\text{mcd}/\text{m}^2$であれば、19.1mの認識距離を有することが判明している。(認識距離19.1mは歩行距離にして、22~23mに相当)</p> <p>蓄光式誘導標識の普及は、低炭素社会の実現に貢献する。 上記実験結果を踏まえ、設置基準の緩和を求めたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	消防庁予防課